

委託業務処理要領（清掃）

清掃業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この要領の定めによる。

1 基本事項

- (1) 清掃業務の処理に当たっては、良好な環境衛生の維持等に十分配慮するとともに、委託者の業務に支障のないよう実施することはもとより、業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受託者の負担とし、適正に処分すること。
- (2) 清掃業務の処理に当たっては、この要領に示す業務の処理に必要な適正な数の作業員を配置すること。また、作業員の厳選はもとより、日常の訓練にも十分留意して業務を行うこと。
- (3) 清掃業務の処理に当たっては、主任者を配置して作業員の適正な業務処理の指導に当たらせるとともに、作業結果を点検すること。
- (4) 作業員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、職員及び来庁者に接する場合の言動について十分留意するよう指導監督すること。
- (5) 各種建材の特性を十分認識した上、最適な清掃資機材を使用すること。
- (6) 清掃資機材の取扱いに注意し、委託者の施設、備品等を損傷させないこと。
- (7) 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の備品等は、必ず元の位置に戻しておくこと。
- (8) 用水及び電力の使用については必要最小限に止め、照明は作業終了次第直ちに消灯すること。
- (9) 火気には十分注意し、特に、消防法第2条第7号別表に定める発火性又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。
- (10) 借用した鍵は慎重に取り扱い、作業を遂行するために必要な時間と場所に限り使用すること。
- (11) その他、細部の事項については、委託者と協議すること。

2 費用の負担

清掃業務の処理に要する資材（洗浄用洗剤、ワックス、タオル等）、機材（真空掃除機、モップ、ほうき等）、衛生消耗品等（別紙1「衛生消耗品内訳」に示す物品を含む。物品の年間見込み使用数量については、同表の予定数量のとおり）は、一切受託者の負担とする。ただし、水道及び電力の費用は、委託者の負担とする。

3 作業範囲

別紙2「清掃作業実施表（日常清掃）」、別紙3「清掃作業実施表（定期清掃）」、別紙4「清掃面積及び清掃区分表」及び別図「清掃区分表」に示す場所を清掃作業対象とする。

4 作業内容

- (1) 日常清掃
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までのいずれにも該当しない日（以下「開庁日」という。）に、「清掃作業仕様書」及び別紙2「清掃作業実施表（日常清掃）」に基づいて作業を実施すること。
- (2) 日常巡回清掃
開庁日に巡回して「清掃作業仕様書」及び別紙2「清掃作業実施表（日常清掃）」に基づいて作業を実施すること。
- (3) 定期清掃
開庁日以外の日（以下「閉庁日」という。）に「清掃作業仕様書」及び別紙3「清掃作業実施表（定期清掃）」に基づき作業を実施すること。

5 作業実施時間及び実施時期

- (1) 日常清掃
ア 午前8時45分から午後5時30分までの間に作業を実施すること。ただし、別紙2「清掃作業実施表（日常清掃）」に示す早朝実施箇所については午前8時45分までに作業を終了すること。
イ 玄関周りの清掃期間は4月から11月までとする。
ウ 別紙2「清掃作業実施表（日常清掃）」に示す実施日協議箇所については実施日及び時間を関係職員等と事前に協議して実施すること。
- (2) 日常巡回清掃
午前8時45分から午後5時30分までの間に作業を実施すること。
- (3) 定期清掃
作業は6月と12月に実施し、原則として土曜日及び日曜日とする（ただし、別途平日に実施するよう指示がある場合を除く）。
作業内容は床の表面洗浄又は一般床洗浄、繊維床の清掃及びブラインド清掃とする。
ブラインド清掃は6月に実施すること。
イ 作業実施前には、あらかじめ業務担当員と実施日時、作業箇所等について、確認

協議すること。

ウ 原則として午前 8 時から午後 5 時30分までの間に作業を実施すること。

6 報告等

- (1) 受託者は、定期清掃を実施するときは、あらかじめ作業実施時間及び作業箇所等を記載した作業計画書を業務担当員に提出すること。
- (2) 作業実施中に施設及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ちに委託者又は業務担当員に報告すること。
- (3) 日常清掃及び日常巡回清掃作業を実施したときは、その実施結果を別記第 1 号様式「清掃業務日誌（日常清掃）」により業務担当員に確認を受けること。
- (4) 各月の業務終了後、別記第 2 号様式「清掃業務完了報告書」に前号の別記第 1 号様式「清掃業務日誌（日常清掃）」、また、定期清掃作業を実施した月は、別記第 3 号様式「定期清掃業務完了報告書」を添付して、委託者に提出すること。

7 清掃人控室等の使用に関する事項

- (1) 委託業務を処理するために要する室は、別添図面に示す室とする。
- (2) 受託者は、室の使用について、作業員に次の事項を留意させるものとする。
 - ア 関係者以外の者を出入りさせないこと。
 - イ 整理整頓に努め、施設の善良なる管理に努めること。
 - ウ 施設が破損、紛失した場合において、その破損等が作業員の責めに帰する場合には、受託者の負担において原状回復するものとする。
 - エ 電気・水道等の使用については節約に努めること。
 - オ 委託業務を処理するために要する室内に併設されているダクト室には物品を置かないこと。
 - カ 庁舎設備保守点検等のため、室に入室する場合があるので留意すること。
- (3) 清掃資機材等の保管に当たっては、殺菌処理、異臭防止等の保健衛生面の措置に十分配慮すること。

8 その他

- (1) この要領に定めのない事項であっても、現場の状況に応じ、軽微な作業で委託者が美観又は建物の清掃管理上必要と認めた作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (2) 作業実施に当たり、施設、備品等に故意又は過失により損害を与えたときは、受託者の責任において原状回復するものとする。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

清掃作業仕様書

1 日常清掃

- (1) 床の日常清掃
 - ア 弾性床・硬質床について、隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター（ダストモップ）又は自在ぼうきで丁寧に掃き、集めたごみは塵芥集積所に搬出すること。また、床全体又は汚れが目立つ部分をモップで水拭きをすること。汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて汚れを取り除くこと。なお、OAフロアについては、床下への水の滴下に留意すること。
 - イ 繊維床は、真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。
 - ウ 硬質床（シャワールーム）は、適正洗剤を用いて、モップまたはタオルで洗剤拭き及び水拭きをすること。
 - エ 畳・木床は、真空掃除機または自在ぼうきで除塵、タオルで水拭きをすること。汚れが付着している箇所は洗剤拭きにより汚れを除去し、水拭きすること。
- (2) フロアマット
真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。
- (3) 扉ガラス・把手・金属部分
汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをすること。汚れが著しい場合は、専用洗剤を用いて汚れを取り除くこと。
- (4) ごみ箱
ごみを収集し、ごみ集積所に搬出すること。容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。
- (5) 什器（テーブル・椅子等）・手すり
タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。
- (6) 扉及び便所へだて（便所・洗面所）
汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
- (7) 洗面台及び水栓（便所・洗面所）
スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄の上、タオルで拭くこと。
- (8) 鏡（便所・洗面所）
適正洗剤を用いて乾拭きすること。
- (9) 衛生器具（便所・洗面所）
適正洗剤を用いて洗浄し、拭くこと。同時に金属類も拭くこと。
- (10) 衛生消耗品（便所・洗面所）
トイレットペーパー、水石鹼等を補充すること。
- (11) 汚物容器（便所・洗面所）
内容物を収集し、塵芥集積所に搬出すること。容器の外表面で汚れた部分はタオルで水拭き及び乾拭きをすること。
- (12) 流し台（湯沸室）
中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭くこと。
- (13) 厨芥容器（湯沸室）
茶殻入れ等の厨芥を収集し、塵芥集積所に搬出すること。容器を適正洗剤で洗浄すること。
- (14) 扉（シャワールーム）
水または適正洗剤を用いて拭くこと。
- (15) 洗面台（シャワールーム）
スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄の上、タオルで拭くこと。
- (16) 鏡（シャワールーム）
適正洗剤を用いて乾拭きすること。
- (17) 水栓・シャワー金具等（シャワールーム）
スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄の上、タオルで拭くこと。
- (18) 排水口（シャワールーム）
ごみを収集し、目皿を水で洗浄すること。
- (19) エレベーター壁、扉、操作盤
汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤で拭くこと。
- (20) エレベーター扉溝
真空掃除機で塵を取り除くこと。
- (21) 玄関周り
自在ぼうきで掃き、埃を取り除くこと。集めたごみは塵芥集積所に搬出すること。また、汚れが目立つ部分を、モップで水拭きすること。

2 日常巡回清掃

- (1) 床
弾性床・硬質床は、汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭くこと。
なお、OAフロアについては、床下への水の滴下に留意すること。
特に、玄関ホール等の人の往来が多い箇所については、ごみや泥等の汚れに注意を払い、汚れが著しい場合は、自在ぼうき又はモップ等で必要な掃除を実施すること。
- (2) 洗面台（便所・洗面所）
汚れた部分は、タオルを用いて拭くこと。
- (3) 鏡（便所・洗面所）
汚れた部分は、タオルを用いて拭くこと。
- (4) 衛生器具（便所・洗面所）
汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭くこと。
- (5) フロアマット（玄関ホール）
真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。
- (6) ごみ箱
ごみを収集し、塵芥集積所に搬出すること。
- (7) 衛生消耗品（便所・洗面所）
トイレットペーパー、水石鹼、ビニルごみ袋等を補充すること。
- (8) 汚物容器（便所・洗面所）
内容物を収集し、塵芥集積所に搬出すること。

3 定期清掃

- (1) 床の洗浄
 - ア 弾性床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて床磨き機により皮膜表面の汚れを洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、床樹脂維持剤を塗布すること。
なお、OAフロアについては、床下への水、表面洗浄用洗剤及び床樹脂維持剤の滴下に留意すること。
床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。
また、作業の実施に伴い発生した廃液は、関係法令に基づき処理すること。
 - イ 硬質床・木質床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて床磨き機等により汚れを洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。
 - ウ 繊維床は、真空掃除機で丁寧に埃を取り除いた後、繊維床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去すること。
- (2) フロアマット
適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除くこと。
なお、適正洗剤を用いる場合は、清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させること。
- (3) 壁の除塵
鳥毛はたき、静電気除塵具等で埃を取り除くこと。
- (4) 壁の部分拭き
汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭くこと。
- (5) 扉ガラス（玄関ホール）
ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去すること。
- (6) 什器備品（玄関ホール）
タオルで水拭きすること。
汚れは、適正洗剤を用いて除去すること。
- (7) 壁・扉・操作盤（エレベーター）
適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きをすること。
- (8) ブラインド
適正洗剤を用いてスラット等を拭くこと。